

琵琶湖湖南流域 水害に強い地域づくり協議会 規約

(名称)

第 1 条 本会は、「琵琶湖湖南流域 水害に強い地域づくり協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第 2 条 本協議会は、大津市、草津市、守山市、栗東市、**野洲市中主町及び野洲町**を対象として、専門的な学識経験等に基づく助言をいただきながら、琵琶湖沿岸及び野洲川**等**の洪水被害の回避・軽減を目指し、流域の住民自らが被害を回避・軽減できるような各種の流域対策について検討を行うものとする。

(協議会)

第 3 条 協議会には会長を置き、それぞれの委員の互選によって、これを定めるものとし、協議会の委員構成は別紙のとおりとする。

2 会長は、会務を総括する。

3 会長は、協議会の目的を達成するために必要と認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求めることができる。

4 会長は、協議会の下部組織として、行政機関の担当者によるワーキンググループを設けることができる。

5 行政委員は、出席できない場合は、代理を立てることとする。

(事務局)

第 4 条 協議会の事務局は、国土交通省琵琶湖河川事務所調査課、滋賀県土木交通部河港課**及び流域治水政策室**に置く。

2 事務局は、協議会の運営に関する事務その他の事務を処理する。

(雑則)

第 5 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成 16 年 8 月 3 日から施行する。

この規約は、平成 19 年 12 月 6 日に改訂

赤字：修正箇所